第１４回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】2018年11月2日（金） 15:00～17:20

【会場】ホテルプリムローズ大阪2階鳳凰東の間

【出席委員】

嵐谷　安雄　　　　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　評議員

泉本　徳秀　　　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

大竹　浩司　　　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

小田　昇　　　　　　　関西鉄道協会　専務理事

古株　徹　　　　　　　日本チェーンストア協会関西支部　事務局次長

小尾　隆一　　　　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

城本　徹夫　　　　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　理事

高橋　祥治　　　　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　顧問

田中　直人（部会長）　島根大学大学院　総合理工学研究科　特任教授

西尾　元秀　　　　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

三星　昭宏　　　　　　関西福祉科学大学　客員教授

矢野　等　　　　　　　一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　会長

山田　伸一　　　　　　生活衛生同業組合　大阪興行協会　常務理事・事務局長

吉田　勝彦　　　　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

○建築指導室長

前回の意見交換会の際には豪雨で交通機関が乱れまして、ご出席が非常に困難な状況になりましたけども、そのような場合になりましたら、きちんとした会議の開催の明確な考えを持っていませんでしたことで、皆様にご迷惑をおかけしましたこと誠に申し訳ございませんでした。後ほど事前に会議の開催の有無についてルールを決めて委員の皆様にはご心配、ご迷惑がかからないよう取り組んでまいりますのでよろしくお願いします。

それでは開会にあたりまして一言申し上げたいと思います。本日は、第14回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会にご出席賜り本当にありがとうございます。また、日頃から福祉のまちづくりに格別にご指導、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

　現在、日本、大阪府が立候補しております、国際万国博覧会、皆様もご存知のとおり今月の23日に開催地の決定となり誘致活動も佳境を迎えているところでございます。

この博覧会のテーマでございます、「いのち輝く未来社会デザイン」は、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けること、それから誰もがですね、自由に安心して出かけられるまち、そして利用しやすい施設があたりまえということで福祉のまちづくりに通ずるものがあり、全力で取り組んでいるところでございます。

　さて今年度、本日お集まりの部会委員の皆様方を中心とした勉強会を5月にさせていただきまして、7月にはですね、意見交換会になりましたけども、その際にはですね、国の「バリアフリー法の改正」それから「ホテル又は旅館の客室基準の見直し」、大阪府が6月に策定しました「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」などをご説明させていただきまして、「まちのバリアフリー情報の提供」や「鉄道駅等のバリアフリー化の推進」などについてご説明をさせていただき、ご意見をいただきました。

　前回は特に鉄道駅につきまして新たな取り組みの考え方をですね、1ルート目はほぼほぼ見通しがたってきたということで、新たな取り組み方針について意見をいただきました。具体的な掘り起こしとかですね、庁内はじめ関係機関との調整に時間を要しておりまして来年度にかけて引き続き検討することになりました。

　本日はですね、前回もご説明させていただきました国のバリアフリー法の改正、それから委員の皆様からもご意見をいただいております、バリアフリー基本構想の推進について、ご意見、ご議論をいただければなと考えております。また、国、東京都のほうではですね、オリンピック・パラリンピックが間近に控えていることもありましてですね、東京都のほうでは新聞にも載っておりましたのでご存知の方もおられるとは思いますけども、ホテル・旅館に関して新たなバリアフリー化ということで検討されているということも聞いておりますので、こちらにつきましてもご報告させていただきたいと考えております。

　皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。大阪府といたしましても今後とも委員の皆様からはご意見を踏まえまして、福祉のまちづくりのより一層の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えいただきますようよろしくお願いします。私からの挨拶は以上とさせていただきます。

○部会長

皆さんこんにちは。今日はご出席ありがとうございます。時間の関係もありますので、さっそく議事に入りたいと思います。よろしくお願いします。

　今日は議題として一点、バリアフリー基本構想等の推進について、それから報告事項といたしまして、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化についてを議論したいと思います。

それでは最初に資料1をもとに事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○府よりバリアフリー基本構想等の推進について説明（資料１）

○部会長

ただいま説明いただいた課題と内容について、ページ的には15ページに課題としてまとめられていますね。続いて16ページの方に府が今後どういう役割を果たしていくのかという点がまとめられています。あとは事例として参考事例がありまして、いろんな新しい取り組みの事例が紹介されているというものだったと思うのですが、説明につきましてご質問ご意見ありましたらお願いします。

○委員（西尾委員）

今回のバリアフリー法の改正で、1ページ目で書いていたようにマスタープランそれから基本構想の継続協議会、非常に改正の重要な中身だと思います。端的に言いますとこれがなぜ位置付けられているかというとやはり定期的な見直しであるとか新規の策定とかが全然進んでいないというのが現状でありますから、基本的には大阪府としては全市町村がこのマスタープランの策定というと迷っているというところもあると思いますが、そうすると基本構想の見直しであるとか継続協議会を実施しているかどうかというのがひとつのポイントになると思いますが、それが100％の市町村で実施されるように大阪府としてはどういうバックアップしていくのかということが、まずこの基本構想であるとかマスタープランであるとかが重要であるということであれば市町村でやるように大阪府としてどういうふうに努めていくのかというところじゃないかと思います。そこを掲げるべきじゃないかなと思います。マスタープランの作成で国が補助を出すということですけども、府はお金を出すのか、お金が出せるならその分の予算を取るとか、もしそれが無理であったとしても、大きな目標として全市町村でやっていくということであればそれに向けての啓発であるとか府が説明をするとか、市町村が手を上げるからどうぞみたいな、どちらかといえば受身の姿勢ではなく主体的に全市町村でやっていくということをいかにやっていくかという考えをもってほしいと思います。そういう考え方にそって考えていただけたらいいなと思いますし、議論を進められたらなと思います。

○部会長

全市町村でマスタープランをということですがいかがでしょうか。事務局の考えをお願いします。

○事務局

大阪府といたしましてもですね、この基本構想の策定や新しくできたマスタープラン制度が非常に重要であると認識しているところでございます。今までは各市町村に対しましては大阪府の方からいろいろな働きかけをしているということと、継続協議会に参加させていただいているということとですね、お金の方はちょっと昨今なかなか厳しいところもありますが人的支援ということで協議会の方に参加させていただいているということでございます。引き続き大阪府のほうからも市町村の方に働きかけて策定していただくという考えでございます。

○部会長

具体的な予算のこととか課題のことが説明されていましたけどそれについてはどうでしょう。

○事務局

予算につきましてはですね、大阪府の方からはなかなか厳しいものがございまして、国のほうからは交付金という形でマスタープラン策定の補助をいただいているという状況でございます。大阪府のほうでは今やらせていただいているこちらの方からは少し離れてしまいますけど、エレベーターの補助についてのバリアフリー化引き続きやっていく考えでして、基本構想とマスタープランの策定につきましては人的な支援で基本的には頑張っていきたいなと思います。

○部会長

他にご質問ご意見ございますでしょうか。

○委員（西尾委員）

繰り返し質問させていただきます。今の段階でどうやっていくかの案を出すのは非常に難しい状態なのかもしれません。今までもやってきたというところで、現実ではなかなか進んでこなかったということで、これからもこういう姿勢で市町村に働きかけていくということでは、結局変わらないんじゃないかという気がするわけですよ。今度こういう新しい方策ができたということで、大阪府としてプラス何ができるのかということで突っ込んでいかないと一応制度変わりました、大阪府としても頑張ってます、だけでは進まないという気がすごくするわけです。そこをもう一回検討していくとか、人材と言っていましたけどもそれにプラス何か市町村へのバックアップができないかということを考えていただく必要があるかと思います。以上です。

○事務局

ひとつよろしいでしょうか。今委員からありました、これまでもやってきました、これからもやっていきますということじゃ変わらないんじゃないかというご指摘はとても耳が痛いなと思っております。また目標につきましてはですね、事例でもご説明させていただきましたように、駅のないところでもやっておられるところもございましたし、駅がない能勢町さんとか太子町さんとか河南町さんとかではやられてませんけども生活関連施設は当然ありますし、基本的に全市町村でマスタープランか基本構想のいずれかを考えていきたいなと思っております。それとマスタープランについてはですね、ヒアリングしていますと基本構想を作るのに特定事業を定めなければいけない。特定事業定めるのは市町村さんの中では予算の話、用地買収がいるとかの。特定事業を位置付ける基本構想は実現性を考慮して定められないというところがありますが、策定されないところはですねご指摘ありました、マスタープランでですね、策定をしっかりとして働きかけてですねひとつ階段を上っていただいて福祉のまちづくりの必要性を十分に認識していただいて、次に具体的な事業に落とし込むとういことで、今回我々もですねご指摘いただいた受身ということで来たら承りますよということでやっていたんですけども、今回いろいろ議題をあげさせていただく前にですね3市ほど現地の幹部の方にですね、課題をお聞きしたということもございますんで、受身じゃなくてですね現地に行って課題を共有して改善のしようがあるのかと。補助の方もいろいろありますので、補助を使って道路の拡幅しますよとか、事例も紹介させていただきまして、途中でもございました、資料の9ページですね市町村別の基本構想の策定率もございますが、全体的な傾向を言えば南の方がちょっと低いかなということもございますんで、全体の底上げ、府のレベルアップも図っていかないといけないので、職員の研修会というものもですねもうちょっと積極的にレベルアップを図っていく考えでございます。それと補助制度の方につきましてはですね、先ほど2ルート目とか乗り換えルートですとかですね具体的な事業箇所がないと財政当局との調整もできないんでねそういうところも予算要求していただきたいなと思っているところでございます。以上でございます。

○部会長

他にありますでしょうか。

○委員（三星委員）

基本構想のメリットは何かと聞かれることがよくあるんですが、今回ありました継続協議会をやっている市町村は非常にプラスが大きいですね。今回ありましたのもの以外につきましても豊中市でですね、実はここでは今進んでおりますのは道路上の標識、表示。バリアがあるとことか坂とかの勾配何%とかこの先行き止まりとか、車椅子の方が一番困っている情報を道路標識で示す。これを現在の道路交通法の中で何とか両立させながら頑張ってやっていこうと、これは今非常に進んでいます。こういうことをやっている市町村ないです。これは協議会ででてきたものですね。あるいは高槻の子どもたちへの教育派遣が盛んなのですがこれも協議会でできているんです。協議会がなければできないですよね。一般にこの担当は福祉部局がやることが多いですが、高槻はこれを福祉部局にだけやらせるのかと、気の毒じゃないかと到底できないそんな話がいっぱいありまして、どんなメリットがありますかと意地の悪いことならば、お宅のところにはこんなことありますかとかこれチェックしてますかとか聞いたらほとんどのところがすいませんと言っていて。一般的なメリットというよりもここで例あげていただきました継続協議会をやっているところですね。仕事増えると大変ですからやらない理由はどんどんおっしゃって、良い事例をあげていただいてほしいという、これがまず私の意見ですね。ここにあげていただいています全ての課題、今委員が言いましたマスタープラン。マスタープランにちゃんと取り組むことで基本的にクリアして、マスタープランっていわゆる我が市の方針ですから、我が市ではこういう方針で取り組んでいくというものを作るという大変大事なものになってくると思います。これで最後ですが取り組まない理由、私の経験ですがほとんどの市が該当しますが担当者がいない。つまりバリアフリー担当者がいない。基本的にないんですね市町村。普通どこが担当するかっていうと福祉部局が障がい者の方の苦情受けつけ係として、福祉企画課だとか、あとは権利法を扱っているところが多いんですが、まちづくりじゃないんですね。そこがマスタープラン作れだの基本構想が駄目だとそこだけに言っても自分の仕事として与えられているものではないですから、やっぱり気の毒なのは基本構想を作った後にスクラップにしてしまうことがあると、一番多いのが道路で、現在の道路を扱う職員が10人いるとします。でもその10人が変わってしまうと自分が考えないといけないという認識がないんですね。これをやらなければいけないという認識がないと。私が言いたいこと1つめなんですけども、隙間になっている問題をどう取り組むかというところですね、バリアフリー化だけでなくあらゆる環境の中であるんですが、仕事をこれ以上増やさんでくれと、するとちょっと位の高い責任の大きい部長さんとか課長さんが、例えば堺なんですけどもこれは福祉部長の開示なんですけども明白に一番下の方の認識もあったんですが、これなかなか部内の理解を得られなかったんですが、福祉部長の指示もあってスムーズに進んでいる、おそらく現地に行って現地を見てくるとかなり課長さんとか部長さんに話をすることになったんだろうと、縦割り行政の中で担当者の決まっていない中で、部とか福祉部長とも話しを進めないと本当に末端の道路課、交通課の平の方ですと厳しいとそれをちょっと申し上げておきます。

○事務局

ありがとうございました。私共のほうも委員の仰ったそういうところは思ってまして、重要だとは思っていますけども優先順位、いろんな事業がありますのでその中で説明しにくいと。交通渋滞をどうにかせなあかんとか通学路を整備しないといけないとか、そういった中でバリアフリーとどっちをとるのかと選択を迫られるということでね、優先順位を上げる理屈というものがあったらありがたいという話もありまして、実は私共もこの府議会の方の推進の中で今回災害のほうが相次ぐと地震とか台風ですね。その時に避難所に行く際にですねバリアフリー化されていないということでね、非常に苦労したということでですね、災害のためにもひとつバリアフリー化を進める必要があるんじゃないかということも府議会でありましたので、そういうこともですね予算要求にあたって説明するのに理由にひとつしてくれと。あともうひとつは観光振興とインバウンドの方がたくさん来られてそこで経済的な恩恵もあるのかなと各市もですね、観光とかのメリットがあると思うんですけどもそういった観光振興とかの観点からバリアフリー化することはメリットがあるのではないかと、これも府議会で指摘があったものですけどこういったことも強調していただいて説明してくださいと。向こうの部長くらいには会いますのでそんな話をしたり、直接予算のこういう動きしてますよとお話したり、できるだけ頑張っていただくようにこちらもやっているところでございます。

○部会長

他にございますでしょうか。

○委員（三星委員）

ひとつよろしいでしょうか。今回の方改正に併せて国がガイドラインを見直したのですが、その詳細については今回はどういう。

○事務局

前回は意見交換会でありましたが、今回は少し説明させていただきますが、特にこれという点がございましたらご意見いただけるとありがたいです。

○委員（三星委員）

基準まではいかなかったですがエレベーターの大きさは丁寧に読んでいただけたら分かるとは思いますが、最低11というのはあるから最低限のほうは触れなかった。それと2ルート目についてはひとつひとつ、渋谷や新宿とはいわずとももうちょっと下のもので1ルートしかないのはざらですし、京橋駅では同じJRの中でも最低10分、15分かかることが放置されていた、そういうこともありますので、2つ目言いたいのは2000年型のバリアフリーの基準を2020年型の基準に上げていこうと。今回、東京都はホテルをこの際全部最低限通常客室も幅を含めて最低限の基準を作るという2020年型にレベルアップするということがポイントなんで、そこのところはまた本委員会でガイドラインよりも議論したいなと思います。

○部会長

他にございませんか。

○事務局

委員にお聞きしたいんですけども、先ほどもご説明させていただいたんですけども、今回このバリアフリー法の改正で都道府県の役割というものがありまして、いろいろご議論されたと思うんですけども、結局広域的な見地ということでガイドラインの修正の暫定版みたいなものを見ましたけれども、市と市の境にある駅、２市以上の複数市にまたがる広域的な調整とかで、全然ノウハウのないところで先進事例をお伝えするということで書かれてたんですが、そこだけではなかなか市町村の方に説明するときに弱いなという、基本、法律はそうなっているんですけども、もし委員の先生方の中にありましたらですね、ご指摘いただければなと思います。

○部会長

いかがでしょう。

○委員（三星委員）

実はさっき会議の中で大阪府の策定率は少しだけ進んでいると仰っていましたが、実は極端に進んでいるんですね。大阪府、京都府では進んでいて、関東、中部がその辺の策定率を下げてまして、他地域の悪口なんでちょっとあまり言えないですが本当にそんな状態なんですね。大阪府がなんでそんなに進んでいるかという意見が出たときに、やっぱり大阪府ほど方針を持って促進を取り組んでいる県は他にはないと言わざるをえないですね。我々はこれが当たり前でやっていますけども、都道府県の働きは大事ですねということが委員さんや国の人含めて非常にあるのでそれは書きようがないので、大阪府のようにやってくださいとは書けないので、それをちょっと申し上げたかった。それと現在ガイドブックの検討会でもありました、やっぱり広域性の問題がある。実は大阪府だけでも手に負えないような問題。例えば阪神とか阪急のようなものは梅田駅だけで解決できるものでなくて、つまり大阪府だけでは解決できなくて京都府、奈良県全ての市町村に３県で合意しないと、それぐらい広域性がある。桃山台の駅の豊中と吹田が両市合同で議論したのは非常に良いものだと。あれが仕組みになってないという。ただもっと簡単に言えばすぐさま単一でやれることは頑張っていただきたいと、ただしその限界を考えると府県の役割は大きいということでございます。

○部会長

私の方からコメントなんですけど、長年に亘ってバリアフリーとかですね、いろんな場所で展開してきたと思うんですけども、策定してもですね新しい法律に基づいてやれていないとかですね継続されていないというときにですね、言い方悪いですけども、バリアフリーのマンネリ化というものですか。やってる気分になって具体的な問題があるとか更にどうしたらいいかとか、当事者の立場の意見をもっと吸い上げるようなパワーがまだ弱いんじゃないかと。行政の方は一応策定したらそれで仕事は終わりという感じもありますが、使う立場からしますとそれが本当にどういかされるかというのと、検証という言葉がありましたが検証の仕方、評価の基準とかがですねそういったものが不明確なんじゃないかなとそんな気もするんですね。そういう意味でこの事例として新たな取り組みとしてあげられている中に、例えば避難所の問題なんかは非常に大きいんじゃないかと。特に観光と絡めてですねたまたま大阪に来た外国人の方が、災害にあってどうしたらいいのか分からない。空間情報としても非常におきなバリアがあるわけでサインとかそういうレベルではないんですね。特に現代はいろんな情報伝達手段が発達していますから、例えばスマホの端末でどれだけできるかとそういったことに対して、バリアフリーをどこまで組み込んでやっているのかということも含めてですね、今後やっていかないといけないと思うので、冒頭言いましたようにこれまでのバリアフリーの水準を更に高度を上げていくための情報交換とかですね、研究とかですねそういったことがもっともっと必要ではないかと。場合によってはですね、全部の市町村が同じようにやるだけではなくてですね、特定の市町村がモデル的に事業を導入してそれにならって評価していく、そういうモデル的なシステムがあってもいいんじゃないかなと。特徴のあるところをもっともっと評価する、悪いところを目につけるんじゃなくて良いところを前に出していくということがこれからもあっていいんじゃないかという気はしました。何かご意見ありますか。

○事務局

先ほどの評価、情報提供とかですねレベルアップとかいうところでいいますと、バリアフリーマップとかですね特定事業が何処ができていて何処ができていないということがですね、ちゃんと当事者に届けないといけないと思ってまして。国も仰っているようにバリアフリーマップというものをですね、その中身にもよりますけども、先ほどの5市の中でも施設の情報はちゃんと公表しているけどもそこまでのルートがちゃんと公表されていなかったりとか、豊中市ではそういったところも構想に合わせてできてる、できてないということも公表されていますし、ちゃんと当事者の方が選択できるようになっているので、そこはちゃんと進めないと、せっかく事業やっているのに当事者に伝わらなければ、外国人の方とかもそうですし、ちゃんと伝わる仕組みというのが大事と思っていますんで、そこも含めて何かご意見いただければなと思います。

○部会長

大阪ではですね、当事者の方が自らグループで取り組んで活動されている例がたくさんありますので、そういうものをもっとたくさんの人たちに見ていただけるような仕組みが大事かなという感じはします。

○委員（西尾委員）

そういう意味では今回マスタープランでチェックとか見直しについてありますので、もちろん積極的に進めていただきたいと思いますし、ちょっと話はずれますが、今回法律の改正で各都道府県の役割でどういうふうにより良いものにしていくかというわけで、やはりここにこれだけ当事者の団体がいるわけで、この建物の使い方がどうだの、この条例の建築物はどうだのとかいうこともありますが、建物のチェックとか検証していただきたいと、マスタープランとかに限らずですね条例のこれからも見直しとかについてもですね、足元にこれだけいろんな当事者の団体があって当事者団体と一緒に作っていく機会というものをですね、作っていただきたい。そしてそれを市町村のほうにも示していただきたいと思います。

○部会長

他にございますか。

○委員（城本委員）

委員が言われたようにそれは私も賛成です。やっぱり私もいつも思うんです。私は門真ですから門真市役所に行くんですけども、公共施設で点字ブロックを敷いてくれとかとかを注文するんですけども、公共施設を建てるときには、視覚障がい者の、弱視者のための設備をつけてくれとエレベーターが暗いとかを言うんですけども、ひとつも行政がしてくれません。バス停が悪いからバス停を変えてくれとも言うんですがこれも変えてくれない。行政が悪いとは言いませんけども、門真市役所行くときに2、3段の段があるんですけども、これに黄色い線を引いてくれというんですけども、それもできない。それで何が福祉のまちづくりやと言うんやと私は思うんですけども、やっぱり委員が言うように障がい者の言い分を聞いていただいて、していただいたら私は嬉しいと思います。

○部会長

事務局の方から何かコメントはありますか。

○事務局

我々の方もですねいろいろ府有施設なんかはですね庁内的に点検していて、議会でもですね、ご指摘いただいたのはベビーベッドがあるところとないところがあるという指摘をいただきましてね、改めて点検していきたいなと思っているんですけども、市町村さんのほうにどう働きかけていくかと、これはやっぱり難しい。我々も強制的にはできないので自主的に取り組んでいただくためにどういう取り組みをすればいいのかなと議論していたんですけども、議論の中であったんですけども、もうちょっと情報公開をしていかないといけない。もちろんやっているところもありますけども、バリアフリー基本構想を策定しているところは公表して、策定していないところについても公表してですね、策定していないことをあまり大阪府としてもどうかなということもあり、どこどこの市がしてるとかどこどこの市がしてないとかで、してないところは目立ちますのでね、市民からもうちの市はなぜないんだと、大阪府からいくのも限界がありますので市民から言っていただくのもひとつ効果があるのかなということで。バリアフリーの基本構想とマスタープランとかが、どういうところは進んでいるかとかを公表してはどうかという議論も中ではありました。多少ネガティブな情報なのでそこは大丈夫なのかなというところもありましてですね、そこのところはこれからももうちょっと検討していきたいなと思っております。

○部会長

基本構想をどうやって推進するかということで議論をしていますが、いろんな事例もありますし途中過程のものもありますし、今後も継続して議論したいなと思います。大阪府だけではなくて全国あるいは世界に目を向けるとこんなやり方もあるのかということもございますので、ぜひご紹介し合いたいなと思います。他に何かありますでしょうか。この際もうちょっと時間をとりたいんですけども。よろしいでしょうか。そしたら時間の関係もありますし、次にいきたいと思います。それでは報告ということでホテルまたは旅館におけるバリアフリー化についてということで、先般から議論してまいりました内容について報告したいと思います。それでは事務局の方お願いします。

○府よりホテル又は旅館におけるバリアフリー化について説明（資料２～４）

○部会長

ただいまホテル又は旅館におけるバリアフリー化についてということで事務局から説明がありましたがご質問ご意見ありますでしょうか。建築的な話が中心なんですがこれ内側に最小限の防水上の段差とありますが、これは何cmぐらいを想定されていますか。防水上必要な立ち上がりの高低差は。

○事務局

すみません。そこまでの確認の方はしておりません。

○部会長

車椅子を使用している方の場合は、入れるかというのと通れるかというのが非常に大事で、どれぐらいの段差があるのかというのが非常にシビアだと思うんですね。このあたりが非常に気になりますけども。

○事務局

東京都さんの方からは一応、パブリックコメントをするにあたりまして、障がい者団体さんの方とホテル側の団体さんの方とは協議をされているというのは聞いております。その中で一定こういう基準が出来上がってパブリックコメントをされているというのは聞いております。たださっき会長が仰られた立ち上がりが数字の方が書かれていないので、どこまでなのかちょっと確認したいと思います。

○部会長

他に何かご質問ありますでしょうか。

○委員（三星委員）

国の下の方にあります、かねがねちょっと引っかかっているのは稼働率はということ。障がい者の団体から通れないということでえらい話が違うやないかと。ひとつの原因として推測でしかないんですが高級なホテル、値段が高い一流なホテルは障がい者の方々あんまり使うか分からないんですが、通常使うビジネスホテルなんかは、もうひとつ考えられるのは1室や2室しかないからひとつ埋まっていたら、他のところの融通が本当に利きにくい。それから健常者用も通りにくいという。ただ単純に稼働率が低いということは一体何を、単純に考えればそうかもしれないですけどそれがちょっと疑問です。それから府への質問なんですけども東京都の様子は分かりました。大阪府下の現状と対比させながらコメントありませんでしょうか。以上です。

○事務局

実はですね府のほうもですね、ホテル業界さんのほうにもですね一度バリアフリー化のご意向をですね聞いたんですけども、なかなか厳しいご意見をいただきましてですね、それ以降はなかなか検討が進んでいなかった状況なんですけども、今回東京都のほうがですねオリンピック・パラリンピックの開催を契機にですねこういうことをされているということで、私も先ほど冒頭申し上げたように万博の誘致を契機にひとつですね、やりたいなという気持ちもございまして万博の誘致があれば議論をしていきたいなと思います。何かきっかけがある方がやりやすいのでこれをきっかけにやりたいなと思っています。以上です。

○部会長

そうですね、万博というイベントを契機にやるというのはありますね。先ほど事例の中に良い事例、悪い事例を出すというのがあったんですけども、大阪府から何か出すというのはあるんでしょうか

○事務局

今のところ我々も実態が把握できてない状況でして、国の方で事例のほうは収集しているようでして、大阪府のほうでもどれくらいあるのかを調べていきたいと思っております。

○事務局

市町村の連絡会議の方がありましてですね、事例が集まった段階で市町村さんの方に別途先ほども申しましたように研修会を開催して優れた計画なんかを紹介していきたいなと思っております。

○部会長

建築的な良いという意味だけではなくて、サービスの仕方とかソフトの対応とかそういう方が来られたときにどういう対応をしたらいいのかとか研修であるとかそういった部分もやる必要があるのではないかと思いますね。他にありますか。

○委員（西尾委員）

先ほどバリアフリールートが通りにくいという話がありましたが、やっぱり情報がはっきりしていないというところがあって、例えばいろんなホテルがあって1つぐらいあったりするんですけども、いろんな情報がまとめられているところもありますが、全ての情報をまとめているというところは少ない。結局大阪でなにかしようとすることになれば聞いてまわるという自分たちで集めるしかないという状況なんですね。ここのホテルで詰まっているからじゃあ次のホテルにしようとしたときに、なかなか次のホテルというのがでないので、どうしてもマッチングが上手くいかないというのがひとつと、それともうひとつはある程度の東京都の例でいうと入口が少し広かったり、そのままストレートにまっすぐに入れたり、ユニットバスの段差が少し低めであったりとかですと使える人もなかにはいるんですけども、そういう情報が入らなくて、情報がある程度写真とかで、ここだったら使えたのになという人もおられると思います。トイレの機能分散化とかが進んでるように、これだったら使えたのになということがあると思いますので、完璧なというか誰でも泊まれるバリアフリールーム、それからある程度誰かが泊まれる部屋というところで、それぞれ情報があればもう少し泊まり易いのかなとは思いますので、ぜひそれが簡単に分かるようになれば、大阪今ホテルの稼働率非常に高くてですねこっちに来る人もなかなか泊まれないというような状況もございますので、そういった情報があればいいなと思います。

○部会長

他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

○委員（嵐谷委員）

私も以前にも同じようなことを申したと思いますが、出入口のドア。これは車椅子の人は非常に大変なんです。これは車椅子だったら出たり入ったりが非常にしにくいんですね。入るときは車椅子を押し込むのもあれだし、出るときは車椅子を後ろに引いて、そんなことしてる間にまたドアが戻ってきて、非常にこの問題、過去にもありましたけどもこれは絶対的に引き戸でという方向でいいんじゃないかと思います。これちょっと東京でオッケーになってる意味が分からないんですけども、障がい者団体と協議したのか分かりませんが。それと先ほどからも言われていますが、トイレの入口の段差、だいたい10cmぐらいあるから車椅子の人は使えないということで車いすの方が使えないんじゃないかと思いますが、ここは引き戸っていうのはちょっと難しいんじゃないかと思いますけども、部屋の出口だけは引き戸ということを基本に考えたほうがいいんじゃないかと思います。以上です。

○部会長

よろしいでしょうか。

○委員（矢野委員）

ドアの出入口は本当は引き戸のほうが車椅子にとっては良いですけど、やっぱり建築設計上どれもこれもというわけにはいかないと思うんです。でもせめて部屋の入口だけは引き戸にした方が良いと思います。それと段差の件なんですけども本当に車椅子の場合、前の車輪が小さいのでちょっとの段差でも具合悪いんです。後ろの車輪でしたら5cmぐらいでしたらなんとか乗り越えられるんですけど、前の車輪が小さいので、僅かでも2、3cmでも段差があると具合悪いということもありますんで、それは水の問題もありますけども、なるべく低いにこしたことはないと思います。

○部会長

他にありますか。

○委員（泉本委員）

質問といいますか一番最初にありました、万博の誘致ということでお話がありましたけども、ここで東京のオリパラについてありますけども、オリンピック、パラリンピックというのは開催されても時期的には非常に短い。万博というのはだいたい半年ぐらいですか。万博は選手が出場というものじゃなくてお客さんにたくさん来てもらいたいというものなんですよね。そうするとそこへテーマがあるということも仰っていましたけども健康がどうのこうのという部分がもしあるのでしたら暮らしやすい、住みやすい、動きやすいまちを作らないと万博に来た人たちが何ですかこれは、ということにならないかという心配もあります。大阪と東京で違う。東京には前回の東京オリンピックの選手村であったオリンピック村であるとか、障がいを持たれている方が、はっきりと把握してませんが何回か行ったことがありますが、それが100%ベターなのかということもわかりませんが、でも障がいを持たれている方が泊まりやすいような、そして介護をしやすいようなということで作られているというのが一定ありますということが頭に浮かぶんです。で、大阪はって振り返ったときに今もずっと話に出てましたけども、民間のホテルをその目的に使うという話でしたけれども公共のものとか、公のものとかでその障がいを持たれている方が使いやすいような施設は一体どれだけあるんやろうなというのを考えます。例えば前にも言いましたけども、谷町六丁目にある社会福祉指導センターのエレベーターは音声誘導がない、点字のボタンも案内もないということで、社会福祉指導センターという名前のところですら、視覚障がい者に、入口は点字ブロックで分かっても中に入ったら点字ブロックがない、部屋の番号も会議室の番号も書いてない。これを改善しようということもなってないと、やっぱりこれそういうところも見たらね、私何回か言っていますが、障がいを持っている方も何人かおられますし、これではいかんだろうということを思って当然だとは思いますが、それでも改善されないということであったらですね、今本当に話をしていることが現実となって改善されていくんやろうかということがものすごく心配です。ここで話することがちゃんと改善されて良いまちになったなと言えるような会議になってほしいなというふうに思います。

○部会長

事務局のほうから何かありますか。貴重なご意見いただきましたけども。

○事務局

府の施設だと思いますので、それについてあとでまた確認して施設管理者のほうにこちらから働きかけてまいりたいと思います。先ほども少し申し上げましたけども、そういう情報をもう少しオープンにしていくべきなのかなと、第三者の目といいますかそういうところに晒されるということで改善をしていくというきっかけづくりにもなりますし、これは基本構想も同じだとは思いますけどもそういう情報公開をしていきたいなと思います。今ご指摘のあった案件につきましてはこちらのほうで確認をさせていただきたいなと思います。大変申し訳ありません。

○部会長

よろしいでしょうか。

○委員（大竹委員）

質問なんですけれども、ここは障がい者団体の当事者も入っています。先ほど仰っていました市町村の取組状況の中で心のバリアフリーの取り組みの報告があったかと思います。そのこととついでに先ほどこちらのスケジュールでありますけども、今日11月2日、次回11月いつかわからないようですけども同じバリアフリーの基本構想の調査検討部会というふうに書かれています。私が聞きたいのは、障がい当事者が参加しているのかどうか具体的な数字を示していただきたいと思います。市町村が協議会を開きました。協議会を開いたとか解散したとかいっぱい載っていますけども、その協議会も含めて市町村の中で当事者の方がどこまで参加できていたのかということを、ぜひ調べていただきたいというふうに思います。障がい当事者の参加、不参加によっては、バリアフリーに対する計画や考え方も変わってくるかと思います。それはお互いに数字が分かれば私たちとしても障がい者団体としても支部がありますので、働きかけていくことができると思います。何が何でも府の責任で全部やれというふうには言いませんけども、府ができないところは私たちが市町村に働きかけていくというふうに進めていくのが大事なんじゃないかと思います。

○事務局

障がい者の当事者の方が入ってるかというのは確認をさせていただきまして、次回にお示しさせていただきたいと思います。

○部会長

私からの質問なんですけども、この資料はスケジュールは終わってから説明されるんですか。

○事務局

スケジュールでございますが、このあと終わったあとにちょっとお残りいただいて次回の日程についてお聞きしたいと考えておりまして、11月末を部会として考えております。流れは今回と同じくバリアフリ基本構想についてとホテル又は旅館におけるバリアフリー化の推進についてということでご議論いただいて、ご意見をいただきたいと考えているところでございます。あと12月の末でございますが、福祉のまちづくり審議会ということで、委員改選から会長選出をして同じく基本構想とホテルの話、7月の勉強会で意見をいただきました情報提供についてご報告をさせていただきたいと思います。

○部会長

委員からスケジュールが被っていて合わないという意見がありましたが、訂正がありましたらお願いします。今のご質問がですね資料3とのスケジュールが被っていて合わないということでして、国の資料の日程と府の資料の日程があって、府の資料では黒丸になっていますが今分かるんですか。

○事務局

A4一枚の資料ですが、第15回の部会につきましてはこのあと日程をお聞きして決めたいと思っております。

○部会長

今から日程を聞いて決めるということでございます。では話を戻しますけどもこれについては終わったということでよろしいですね。

○事務局

報告としてホテルの話については終わりまして、あとは災害時の対応については、またご連絡させていただきます。

○事務局

前回のことで室長からお詫びとお話がありましたように、災害時の対応をさせていただくために皆様方から災害時の連絡先をお教えいただけたらと思いますので、これからお配りいたします用紙にご記入いただいて、今は分からないということでしたらメールかファックスでお送りいただけたらなと思います。災害時の対応ということと二枚目が災害時の連絡先ということで、基本的に午前中に会議ある場合には、中止の場合は7時30分までにご連絡させていただきます。午後の場合については、午前10時までに連絡させていただくという事務局の案でございます。もしアドレスとかが分からないようでしたら後日メールかファックスにて送っていただくのでも結構です。

○部会長

時間もありませんので書けた人から出していただいてあとは後日メールかファックスで送っていただくということでよろしいですか。

○事務局

それでは本日の部会はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。